
第10章 目標設定と計画の推進

第1節 数値目標の設定

(1) 数値目標の設定

奈良県保健医療計画では、疾病・事業ごとに数値目標を掲げ、その実現に向けて取り組んでいくこととしています。

数値目標の設定にあたっては、「奈良県健康増進計画」、「奈良県がん対策推進計画」、「奈良県地域医療再生計画」及び「奈良県病院連携・ネットワーク構想」等の本計画と関連する他の計画との整合性を図ることとしています。

(2) 数値目標

数値目標は「奈良県がん対策推進計画」・「奈良県健康増進計画」と整合を図っています。

| 項目 | | 現在の値 | 目標値 |
|---------------------|---|--|---------------|
| がん | 放射線治療、化学療法の専門医 ・放射線治療認定医 ・がん薬物療法専門医 | 11人(H21) 2人(H21) | 増加 増加 |
| | 専門的な看護師等 ・認定看護師(がん化学療法看護) ・認定看護師(緩和ケア) | 3人(H20) 13人(H21) | 増加 増加 |
| | 緩和ケアに関する研修を受けた医師 | 30人(H20) | 500人 |
| | 緩和ケアチームを有する病院(施設基準届出医療機関) | 0病院(H21) | 5病院 |
| | 緩和ケア病床 | 20床(H21) | 30床 |
| | 在宅医療の病診連携のクリティカルパスが整備された医療圏の数 | 0医療圏(H21) | 5医療圏 |
| | 5大がんの地域連携クリティカルパスが整備された医療圏の数 | 0医療圏(H21) | 5医療圏 |
| | 患者相談窓口が開設された医療圏の数 | 4医療圏(H21) | 5医療圏 |
| | 患者サロンが設置されている拠点病院の数 | 2病院(H21) | 5病院 |
| | ピアカウンセリングを行うことができる相談員がいる医療圏の数 | 0医療圏(H21)) | 5医療圏 |
| | ピアカウンセリングを行うことができる相談員の数 | 0人(H21) | 10人以上 |
| | ピアカウンセリングを実施している拠点病院の数 | 0病院(H21) | 5病院 |
| | 院内がん登録実施病院 | 13病院(H21) | がん診療を行うすべての病院 |
| | 喫煙する者の割合 ・成人男性 ・成人女性 | 39.3%(H19) 7.7%(H19) | 減少 減少 |
| | 喫煙する者の割合(未成年者) | — | 0% |
| | 野菜摂取量(1日平均)(成人) | 299.7g(H19) | 350g以上 |
| | 塩分摂取量(1日平均) ・成人男性 ・成人女性 | 12.1g(H19) 10.5g(H19) | 10g未満 8g未満 |
| | 脂肪エネルギー比率(20~40歳代) ・20歳代 ・30歳代 ・40歳代 | 28.4%(H19) 27.0%(H19) 28.4%(H19) | 25%未満 |
| | がん検診の受診率 | — | 50%以上 |
| | 市町村における科学的根拠に基づくがん検診の実施 | — | 全市町村 |
| 市町村における精度管理・事業評価の実施 | — | 全市町村 | |
| 精密検査受診率 | — | 100% | |
| 脳卒中 | 脳卒中の年齢調整死亡率(人口10万対) ・男性 ・女性 | 49.6(H17) 29.2(H17) | 44.6 26.2 |
| 筋急 梗性 塞心 | 虚血性心疾患の年齢調整死亡率(人口10万対) ・男性 ・女性 | 28.2(H17) 12.5(H17) | 21.2 9.4 |
| 糖尿 病 | 糖尿病の年齢調整死亡率(人口10万対) ・男性 ・女性 | 5.6(H17) 3.1(H17) | 4.7 2.3 |
| | 新規透析導入患者数のうち糖尿病腎症の割合 | 45.5(H20) | 減少 |
| | 糖尿病が主原因による新規身体障害者手帳を交付されている人数 | 30人(H19) | 減少 |
| 救急 医療 | 救急要請(覚知)から救急医療機関への収容までに要した平均時間 | 35.8分(H20) | 25分以内※ |
| | 救急搬送の受入先確保に要する病院照会回数が4回以上の割合 | 12.5%(H20) | 半減※ |
| | 一次救急医療体制が平日夜間も整備されている地域 | 5市町村(H20) | すべての地域※ |
| 医療 害 | 災害拠点病院の耐震化率 | 33%(H20) | 100% |
| | 災害時における医療機関の「広域災害・救急医療情報システム」への入力割合 | 68%(H21) | 100% |
| 医療 産期 | ハイリスク妊婦の県外搬送率 | 22.5%(H20) | 半減※ |
| 小児 療医 | 一次救急医療体制が平日夜間も整備されている地域 | 5市町村(H20) | すべての地域※ |

※数値目標については、地域医療再生計画との整合を図るため、平成25年度を目標に設定

第2節 計画の推進体制と役割

計画の推進にあたっては、奈良県保健医療計画の内容は、保健・医療・福祉・介護等、広範囲にわたることから、県、市町村、医療機関等がそれぞれの責任と役割に応じた取組を行う必要があります。

(1) 県

県は、「奈良県保健医療計画」に定めた施策を推進するとともに、市町村、医療機関、保険者等の関係機関と連携して、本計画に定めた目標の達成を図ります。また、本計画の進行管理を行うとともに、保健医療を取り巻く環境の変化等に対応して計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 市町村

市町村は、地域保健法により、身近な保健サービスを実施することとなっており、住民の日常的な健康相談・健康管理や、入院を要しない軽度の傷病に対応する一次救急医療体制の整備などの保健医療サービスの確保を行う、住民に最も身近な行政機関です。また、福祉・医療・介護の連携を図る上で、市町村の役割はますます重要になっています。

(3) 医療機関

医療機関は、良質で適切な医療の提供を行うとともに、それぞれの有する医療機能に応じて、病病連携・病診連携の推進等により、患者に対する切れ目ない医療提供に努め、本計画の推進に協力し、県はこれを支援します。

(4) 保険者

保険者は、特定健康診査の実施率の向上や、特定保健指導の効果的な実施等による、住民の健康管理の支援を行う必要があります。

第3節 進行管理と計画の評価

(1) 進行管理

計画で定めた数値目標を達成するとともに、計画期間における取組をより実効性のあるものにするため、「奈良県健康増進計画」、「奈良県がん対策推進計画」、「奈良県地域医療再生計画」及び「奈良県病院連携・ネットワーク構想」等の関連する計画と連携して、定期的にその達成状況の把握を行います。

(2) 進捗状況の公表

計画の進捗状況をとりまとめた結果は、県のホームページ等で公表をします。

(3) 評価

県は、計画で定めた数値目標を達成するため、医療法第30条の12第1項に基づき県内の医療関係者等で構成する協議の場を活用して計画の推進を図るとともに、数値目標の達成状況を基準として、本計画の進捗状況の評価を行い、必要に応じて計画の見直し等を行います。

奈良県保健医療計画

平成 22 年 4 月

発行者：奈良県

連絡先：奈良県医療政策部地域医療連携課

奈良市登大路町 3 0 番地

TEL0742-27-8645

FAX0742-22-2725

表紙写真

しあわせ回廊 なら瑠璃絵

平成 22 年から始まった奈良の新イベント。

2月の奈良の魅力アップを目的に、奈良公園内や周辺を LED などを使った夜間のあかりで演出します。